

令和3年5月26日

地域剣道連盟・部  
事務局長 各位

公益社団法人福岡県剣道連盟  
専務理事 嵩末 秀一

称号受審要件の講習会受講について

全剣連より通知（別紙）のように、称号「教士」受審の要件の講習会受講について、下記のようにしますのでご承知おきください。

記

1. 令和3年度に「称号 教士」を受審される方  
今まで通り 称号認定講習会を1回受講で受審できます。
2. 令和4年度以降に受審される方  
七段受有後 講習会（福剣連主催の講習会または全剣連後援剣道講習会）1回と、  
称号認定講習会を1回の受講が必要です。  
（七段受有後、〇年間のうちにという期間は設けません）

※今後、教士七段受有者となれば、審判員や審査員を勤めていただくこととなりますので、受審に関わらず、自己の技術向上のために講習会受講をお勧めします。  
また、今回から、講習会受講者には、「受講証」を発行します。

問い合わせ先

公益社団法人福岡県剣道連盟  
事務局長 山口千草

TEL：092-712-1890

事務局携帯電話

090-8559-9026

2.11.30

2.11.30					日受付
会長	専務理事	常務理事	事務局長	事務次長	担当
	牧瀬				

令和2年11月30日

都道府県剣道連盟

理事長・専務理事 各位

12/16 中谷行道

公益財団法人全日本剣道連盟  
専務理事 中谷行道

### 称号受審要件の講習受講回数について

平素は公益財団法人全日本剣道連盟の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、称号の審査に関し以下の通りご連絡申し上げます。

称号審査については、「剣道称号段位審査実施要領・称号審査の方法」で受審要件が定められています。

受審要件の一つである講習は、錬士の場合、「地方代表団体が行う講習を受け、錬士として必要とされる、(略)能力の認定を受けている」こととされていますが、同実施要領では、具体的な講習受講回数が定められていません。(剣道称号段位審査実施要領「称号審査の方法」1. 錬士の審査(1)③参照)。

このため各都道府県剣連の間で必要とする講習受講回数が統一されず、個人会員の中には不公平感を持つ者もいるようです。

また、コロナ禍で、都道府県剣連によっては、通常通りの講習会開催に支障を来している可能性があります。

つきましては、当面の措置として、錬士受審に必要な講習受講回数は、1回とすることとしますので、通知します。

なお、1.(1)③のかっこ書き(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、又は全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部又は一部を受けたものとみなす。)は、これまで通りの取り扱いとします。

教士称号の受審要件である講習(剣道称号段位審査実施要領「称号審査の方法」2. 教士の審査(1)③参照)については、当面の間、受講回数を2回とします。ただし、やむを得ない場合には、受講回数を1回としても差し支えありません。

なお、2.(1)③のかっこ書きの扱いは、錬士の場合と同じです。

以上ご連絡申し上げますので、よろしくお取り計らいください。